

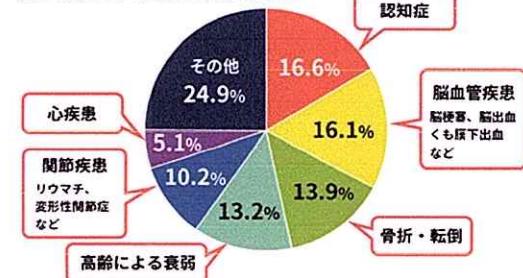
第17回スキルアップ学習会
第10回公開講座

認知症（1）

2024.9.24澤田いづみ



介護が必要となった疾患お主な構成割合



厚生労働省2022年国民生活基礎調査の概況

世の中の偏見・否定的な認知症観

- 「恍惚の人」有吉佐和子著 1972年
「迷惑をかける厄介な人」「なってはならない病気」
- 1970年代の新聞を中心としたメディアも一般社会に浸透する認知症観の形成に大きな影響を与えた。（ボケ老人）
- 古くは「老耄」（おいぼれ）
- 明治の終わりは「知狂」時代の推移とともに病名や概念が変化
- 老耄は痴呆という病名として区別され精神疾患としてのイメージを確立していく。

「病」と社会の受け止め方

- 癌は治らない病気、苦痛で七転八倒する怖いイメージ、治療ものの進化や緩和ケアの導入で変化
- 流行が始まった頃のコロナ「怖い」、まだ命を落とす場合や後遺症で苦しみが続くこともあるが、ワクチンや治療の変化で受け止め方に変化
- 認知症：異常な行動や不潔行為に嫌悪感、「恥ずかしい病気」として多くの家族がその存在を隠した。そのため認知症患者の実態把握がなかなか進まなかった。
- 認知症高齢者の実態把握、疾患（発生原因、発生メカニズム共に未解明な部分が多く予防的な体制がとりにくい）についての調査、研究、総合的な認知症高齢者の基本方針策定目的でようやく1986年に厚労省に痴呆性老人対策推進本部が設置された。このとき呼び方を認知症に統一。

「かつて、私たちは認知症を何も分からなくなる病気と考え、徘徊や大声を出すなどの症状だけに目を向け、認知症の人の訴えを理解しようとするどころか、多くの場合、認知症の人を疎んじたり、拘束するなど、不当な扱いをしてきた。今後の認知症施策を進めるに当たっては、常に、これまで認知症の人々が置かれてきた歴史を振り返り、認知症を正しく理解し、よりよいケアと医療が提供できるよう努めなければならない。」

2012年6月18日厚生労働省認知症対応プロジェクトチーム報告書

- 令和7（2025）年には約700万人。

- 65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症。
- 認知症は誰もがなり得るもの、認知症との関わりは避けられない。
- 認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議 2023年12月（内閣総理大臣を議長）
- 「認知症になってからも認知症の本人一人ひとりが幸せを実感しながら暮らせる共生社会を実現するためには、全ての施設や取組みを「本人が基本的人権を享有する個人として自らの意思によって日常生活及び社会生活を営む事ができるようにする」という認知症基本法の基本理念を根幹に据えて、抽象的に立案・実施・評価する事が重要。

認知症ケア

認知症の人の尊厳を守りつつ、認知機能をこれ以上低下させないよう
に症状や行動を把握して生活を支援すること。

認知症ケアには「パーソン・センタード・ケア」という大切な理念と
「ユマニチュード」というコミュニケーション技法
「バリデーション」という感情に焦点を当てたコミュニケーション法
(傾聴、共感、受容)があります。

パーソン・センタード・ケア

- 1980年代後期にイギリスの臨床心理士、トム・キットウッドによって提唱：「認知症を持つ人の視点や立場を理解しながらケアを行うこと」を大切にしている。
- 「パーソン・センタード・ケア」では、認知症の人の心に寄り添い、生活する中での不便や苦悩、悲しみへの理解を重視。
- 認知症の人は、自分から「これがしたい」「こうなりたい」と希望を明確にして言動することが困難。
- そのため、自分の意図としない言動をしてしまうこともある。支援する側が認知症の人の心理的なニーズを察知してあげることで、その人に合ったケアを見つけることができる。

ユマニチュード

- 「ユマニチュード（Humanitude）」はフランス語で、意味は「人間らしさ」であり、認知症の人の尊厳を守りながらケアするコミュニケーション技法です。
- 「ユマニチュード」では、「見る」「話す」「触れる」「立つ」を4つの柱として介護を提供する側の心構えとしています。
- 「ユマニチュード」とは、支援する人が認知症の人に対して「あなたは大切な人ですよ」と伝えることを重要視したケア方法。

バリデーション

- 相手と同じ波に乗る、会話のサーフィン。
- 相手の言うことを否定・非難しない。
- アルツハイマー型認知症・類似疾患に有効
- 認知症の方の感情をむりやり抑え込むことは彼らの自尊心を傷つけ、かえって怒りの増幅や暴力などにつながる。
- それよりもその感情はどこから来たのかを探し共感することにより、高齢者が抱えている人生の課題、やり残した思い、心の中のわだかまりが見えてくることがある。

障害とは？

障害者基本法では、

障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものという。」と定めています。

- 旧優生保護法は憲法違反 国に賠償命じる判決 最高裁
- 2024年7月3日 19時30分
- 旧優生保護法のもとで障害などを理由に不妊手術を強制された人たちが国を訴えた裁判の判決で、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法は憲法違反とする初めての判断を示しました。

そのうえで「国は長期間にわたり障害がある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」と指摘し、国に賠償を命じる判決が確定しました。